

大正十四年二月二十三日

協調會々長 徳川 家達

内閣總理大臣

内務大臣

第十四項 關東大震災に關する諸般の建議及
社會事業

以上の如き一聯の建議或は意見の提出となりて積極的
に政府に對して意見の具申となりたか、或るものは不採
擇となり、或るものは例へば「社會政策に關する行政事
務統一機關設置建議」の如き全面的に容れるところとな
り或は部分的に意見の採用を見た山の山あつたか、一貫

して社會政策的見地に立ち協調主義の理想の下に我國社
會立法上に本會の盡した貢獻は忘るべからざるものであ
る。更に關東大震災の善後對策に關聯してなされた三つ
の建議を記録せねばならぬ。即ち、「臨時國立職業紹介
所設置に關する意見書」、「勞働統制及失業手当支給
に關する意見書」及び「能率増進に關する建議」であつ
た。その一は大正十二年九月十七日になされた震災に依
る失業者に職業を授くる目的を以て罹災地を初め各産業
府縣に臨時國立職業紹介所を設置せらるることに関する
意見の具申であり、その二は大正十二年十月五日になさ
れた震災に際しての非常對策として勞働の直接統制と失
業手当の支給に關する建議であり、その三は大正十三年
二月十五日になされた震災後の産業復興に關し特に能率